

平成 12 年度末の合併処理浄化槽の整備状況について

平成 12 年度末における合併処理浄化槽による生活排水の処理人口は 914 万人であり、平成 11 年度末の処理人口と比較して 42 万人、率にして 4.8% の増加であった。

また、合併処理浄化槽に係る整備人口の総人口に対する割合(整備率)は 7.2% であり、平成 11 年度末の整備率(6.9%)と比較して 0.3% の増加であった。

ところで、合併処理浄化槽は、主に各戸ごとに設置され、し尿と炊事、入浴等に伴い排出される生活雑排水とを併せて処理する浄化槽である。その特長としては、下水道の二次処理と同等の水質が得られ、極めて短期かつ比較的安価に設置できる等といったことが挙げられ、人口散在地域における生活排水対策の有効な手段である。

なお、浄化槽には、合併処理浄化槽と異なり、し尿のみを処理する単独処理浄化槽があるが、この単独処理浄化槽は処理能力が低く、生活雑排水を未処理のまま放流する等といった生活環境の保全上の問題が多い。

このような問題のため、昨年 6 月に浄化槽法が一部改正され、本年 4 月 1 日から単独処理浄化槽が原則新設廃止となった。これにより、さらに水環境保全に寄与できるものと考えている。

1. 汚水処理施設及び合併処理浄化槽の整備状況

環境省、農林水産省及び国土交通省の三省は、平成 8 年度末より合同して汚水処理施設(三省がそれぞれ所管する合併処理浄化槽とコミュニティ・プラント、農業集落排水施設、下水道)の整備状況を公表している。

平成 12 年度末の汚水処理施設に係る整備人口は 9,018 万人、整備人口の総人口に対する割合は 71% であった。

このうち、合併処理浄化槽に係る整備人口は 914 万人、整備人口の総人口に対する割合(整備率)は、7.2% であり、都市部の周辺地域や農山村等の、人口が散在している地域を中心に普及してきている(表 1 参照)。

なお、都道府県別の合併処理浄化槽及びコミュニティ・プラントの整備状況は、表 2 に示すとおりである。

2. 合併処理浄化槽の特長（図1参照）

合併処理浄化槽は、家庭の生活排水（し尿及び生活雑排水）を、主として各戸ごとに処理し、近傍の公共用水域等に放流するものであるが、その特長は、次のとおりである。

- (1) 処理性能は、下水道終末処理場の二次処理と同等である。
 - ・生物化学的酸素要求量（BOD）の除去率90%以上
 - ・放流水のBOD20mg/リットル以下
- (2) 設置費用は、5人槽で90万円程度と比較的安価である。
- (3) 設置に要する期間は1週間から10日程度であり、投資効果の発現が極めて早い。
- (4) 地形の影響を受けることなく、ほとんどどこにでも設置できる。
- (5) 小河川の自然浄化能力を活用できるとともに、河川の水量確保に資する。

3. 合併処理浄化槽の設置整備（図2参照）

環境省は、昭和62年に合併処理浄化槽設置整備事業を創設し、合併処理浄化槽を設置しようとする住民に対し、設置費用の補助を行っている市町村を対象に、国庫補助を行ってきているところである。

また、平成6年度からは、市町村自らが実施主体となって行う合併処理浄化槽の面的な整備事業（特定地域生活排水処理事業）を創設し、水道水源地域等の生活排水対策を緊急に実施する必要がある地域等を対象に国庫補助を行っている。

4. 単独処理浄化槽の新設廃止

単独処理浄化槽は、

- (1) 生活雑排水を未処理のまま放流する等、合併処理浄化槽に比べて機能面で劣っていること、
- (2) し尿の処理性能の点でも劣っており、し尿をくみ取り、し尿処理施設で処理する場合よりも排出される有機汚濁負荷量が増加すること、
- (3) いったん単独処理浄化槽を設置すると、公共用水域や生活環境に与える悪影響が長期間固定化してしまうこと

等、公共用水域の水質保全や生活環境の保全上の大きな問題がある。

このため、単独処理浄化槽を廃止し合併処理浄化槽に転換していくことが重要な課題であり、環境省では、地方公共団体、関係業界・団体等と協力し、単独処理浄化槽の新設の早急な廃止に向け取り組んだ。この一環として、浄化槽製造業者の団体である浄化槽工業会及びその会員企業は、平成11年9月に完全に単独処理浄化槽の製造を廃止した。

このような情勢を受けて、浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）が昨年6月2日に公布され、本年4月1日より施行された。これにより、下水道予定処理区域を除いて、合併処理浄化槽の設置が義務づけられることとなり、単独処理浄化槽の新設が禁止された。

なお、平成12年度上半期に設置された合併処理浄化槽の新設率（新設された浄化槽の設置基数に占める合併処理浄化槽の割合）は、全国平均で77.1%であった（表3及び表4参照）。

[表 1] 平成 12 年度末の合併処理浄化槽の整備人口及び整備率

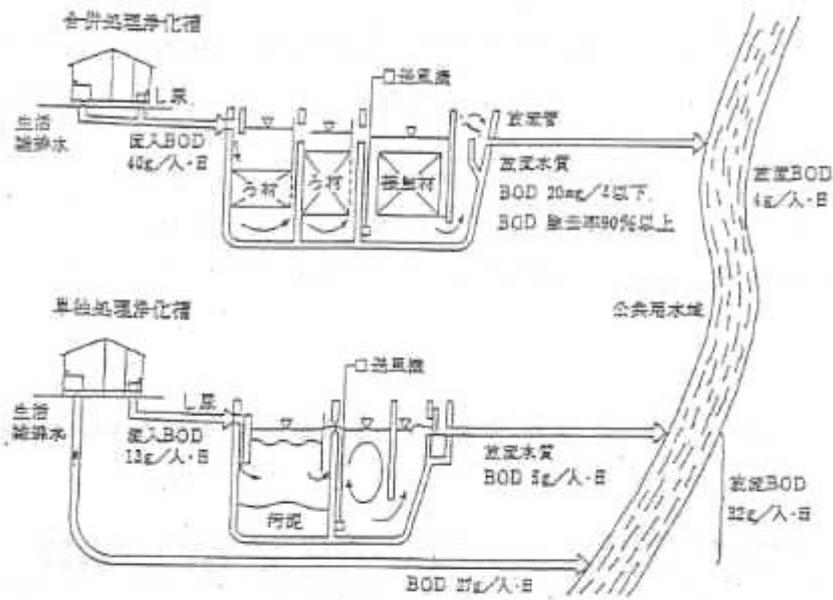
	平成 1 2 年度末	平成 1 1 年度末	H 1 1 H 1 2	
			増加分	増加率
人 口	914 万人	872 万人	42 万人	4.8%
整 備 率	7.2%	6.9%	0.3%	

(注) 整備率とは、整備人口の総人口に対する割合を % で表示したもの。

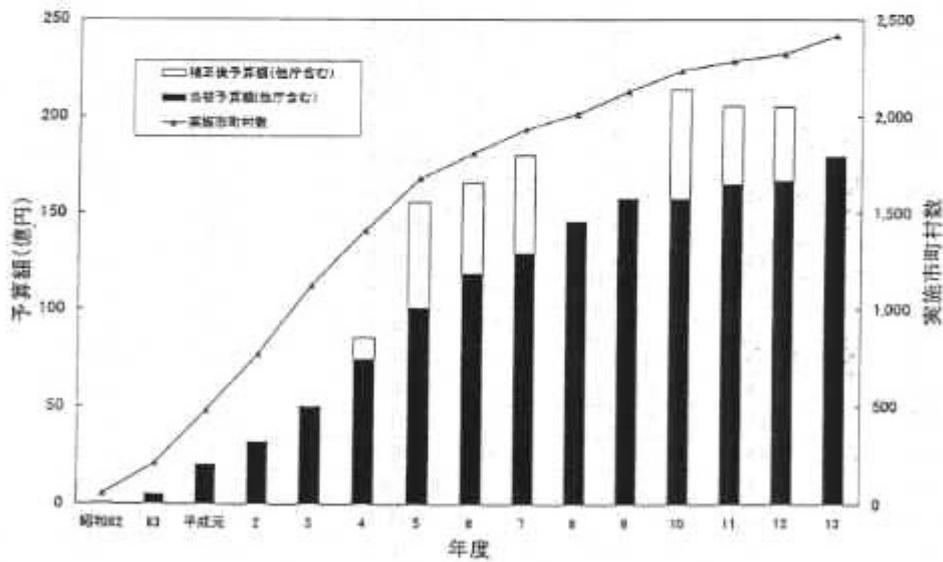
[表 2] 平成 12 年度末の都道府県別の合併処理浄化槽及びコミュニティ・プラントの整備状況

都道府県名	汚水処理施設整備率	合併処理浄化槽整備率	コミュニティ・プラント	都道府県名	汚水処理施設整備率	合併処理浄化槽整備率	コミュニティ・プラント
北海道	86%	1.9%	0.0%	滋賀県	83%	9.8%	
青森県	48%	3.0%		京都府	85%	3.0%	0.0%
岩手県	49%	8.0%	1.1%	大阪府	86%	3.9%	0.0%
宮城県	73%	3.8%	1.4%	兵庫県	90%	4.0%	1.1%
秋田県	50%	4.9%		奈良県	67%	8.0%	0.5%
山形県	62%	6.0%		和歌山県	27%	14.2%	
福島県	50%	12.5%	0.7%	鳥取県	60%	4.5%	0.5%
茨城県	60%	13.0%	0.2%	島根県	42%	6.8%	1.1%
栃木県	57%	7.7%	0.2%	岡山県	56%	15.3%	0.2%
群馬県	51%	7.6%	1.6%	広島県	67%	9.3%	0.0%
埼玉県	77%	9.3%	0.2%	山口県	62%	11.6%	0.0%
千葉県	70%	13.1%	0.2%	徳島県	27%	14.4%	0.7%
東京都	98%	0.6%	0.0%	香川県	43%	13.6%	0.1%
神奈川県	94%	2.2%	0.0%	愛媛県	48%	11.1%	0.4%
新潟県	54%	3.2%	0.2%	高知県	43%	18.0%	0.8%
富山県	70%	4.8%	0.7%	福岡県	74%	8.1%	1.0%
石川県	67%	3.1%	0.6%	佐賀県	43%	11.7%	0.1%
福井県	69%	5.0%	0.2%	長崎県	56%	10.4%	1.3%
山梨県	52%	8.3%	0.9%	熊本県	57%	8.0%	0.3%
長野県	74%	9.0%	0.2%	大分県	48%	12.4%	0.1%
岐阜県	64%	10.7%	0.6%	宮崎県	52%	12.2%	0.4%
静岡県	52%	7.3%	1.0%	鹿児島県	50%	15.1%	0.2%
愛知県	68%	10.1%	0.1%	沖縄県	64%	6.2%	
三重県	53%	23.5%	0.2%	全国計	71%	7.2%	0.3%

(平成 11 年度末 69% 6.9% 0.3%)



[図1] 合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の比較



[図2] 補助事業実施市町村と国庫補助金の推移

[表 3] 平成12年度上半期 都道府県別合併処理浄化槽新設率

都道府県	合併処理浄化槽新設率		
	11年度 (%)	12年度上半期 (%)	対前年度増減 (%)
北海道	77.0	86.3	9.3
青森	17.4	22.5	5.1
岩手	98.1	98.9	0.8
宮城	66.3	91.3	25.0
秋田	57.8	68.0	10.2
山形	61.0	70.2	9.2
福島	57.3	67.4	10.1
茨城	88.9	94.9	6.0
栃木	81.9	91.4	9.5
群馬	49.8	64.9	15.1
埼玉	72.3	86.7	14.4
千葉	70.9	84.1	13.2
東京都	70.6	79.9	9.3
神奈川県	50.4	64.2	13.8
新潟	18.8	22.8	4.0
富山	51.6	79.5	27.9
石川	36.9	58.0	21.1
福井	57.2	81.9	24.7
山梨	45.5	82.4	36.9
長野	99.6	99.6	0.0
岐阜	99.7	100.0	0.3
静岡県	36.2	54.5	18.3
愛知県	47.2	66.1	18.9
三重	75.2	82.0	6.8
滋賀	90.6	100.0	9.4
京都	98.4	99.7	1.3
大阪	74.5	80.7	6.2
兵庫県	92.1	97.6	5.5
奈良	36.3	52.4	16.1
和歌山	56.4	63.8	7.4
鳥取	57.9	84.1	26.2
島根	54.5	53.6	-0.9
岡山	86.9	95.2	8.3
広島	66.9	76.0	9.1
山口	74.0	85.4	11.4
徳島	39.8	57.6	17.8
香川	55.7	71.2	15.5
愛媛	60.7	85.6	24.9
高知	83.8	95.3	11.5
福岡	97.7	98.8	1.1
佐賀	82.7	92.5	9.8
長崎	93.9	97.7	3.8
熊本	81.6	98.4	16.8
大分	80.8	88.1	7.3
宮崎	73.7	82.7	9.0
鹿児島	87.4	97.3	9.9
沖縄	9.5	13.5	4.0
合計	65.8	77.1	11.3

[表4] 平成12年度上半期 単独処理浄化槽新設基数と合併処理浄化槽新設率による都道府県の分布

単独処理浄化槽 新設基数 (基)	合併処理浄化槽新設率					
	90%以上	70%~90%	50%~70%	30%~50%	10%~30%	10%以下
0 ~ 100	岐阜県 滋賀県 京都府 長野県 岩手県 長崎県 福岡県 熊本県 兵庫県 高知県					
101 ~ 200	佐賀県 鹿児島県 宮城県	鳥取県				
201 ~ 300	岡山県 栃木県 茨城県	東京都 福井県 大分県 北海道 富山県				
301 ~ 400		山梨県				
401 ~ 500		山口県 愛媛県 宮城県				
501 ~ 1,000		大阪府 三重県 山形県 広島県 埼玉県 香川県	石川県 秋田県 奈良県 神奈川県 島根県			
1,001 ~ 3,000		千葉県	徳島県 和歌山県 福島県 群馬県		沖縄県 青森県	
3,001 ~			愛知県 静岡県		新潟県	

注) 表の左上に位置する都道府県ほど、単独処理浄化槽新設廃止対策が進んでいることを表す。

(参考)

平成12年度末の処理施設別汚水処理施設整備状況

処理施設名	汚水処理施設整備人口 (単位：万人)
下水道	7,803
農業集落排水施設等 漁業集落排水施設 林業集落排水施設 簡易排水施設を含む	259
合併処理浄化槽	914
内、特定地域生活排水処理事業等分	64
内、合併処理浄化槽設置整備事業分	305
内、上記以外分	544
コミュニティ・プラント	42
計	9,018
整備率	71%
総人口 (住民基本台帳人口)	12,628

- (注) 1. 整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
2. 「構造改革のための経済社会計画(H7.12.1)」に掲げられた社会資本の整備目標においては、「排水が公的主体により衛生処理される人口の割合(総人口のうち、下水道、コミュニティ・プラント、集落排水施設等により排水が衛生処理されている人口の割合)が、2000年度には7割を超える程度」とされているが、この考え方に基づく平成12年度末の整備率は65%である。